

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年9月25日（木）午後3時から午後5時5分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 杉山 慎治（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 橋本 健（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 松井 洋（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 鈴木 敦史（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 上保 由樹（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 大庭 秀俊（東京弁護士会所属）
弁護士 木村 哲司（第一東京弁護士会所属）
弁護士 高野 傑（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日は自白事件を担当した裁判員経験者7名の方にお集まりいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございました。本日は自白事件を担当した皆様ですので、量刑評議の在り方についての率直な御意見を伺うことを中心に意見交換会を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。最初に、皆様が担当された事件を私のほうからそれぞれ紹介したいと思いますので、その後、事件を担当された御感想をそれぞれ述べていただきたいというように思っています。最初の1番の方の事件から始めさせていただきます。

1番の方の事件は、被告人が4名の事件でした。被告人らが大麻を栽培して、これを4人の客に多数回にわたって販売したということを中心内容とする、いわゆる麻薬特例法違反という事案でありました。事実自体には争いが

なく、検察官の求刑は、一番重い被告人が懲役10年及び罰金200万円、一番軽い被告人が懲役5年及び罰金60万円という4名の被告人の求刑がされまして、判決内容としては、一番重い被告人が懲役9年及び罰金200万円、一番軽い被告人が懲役4年及び罰金50万円、その真ん中として懲役5年6か月と懲役5年という4名それぞれの被告人の刑が決められたという、そんな内容の事件でした。まず、全般的な感想として1番の方、どうだったでしょうか。

1番

そうですね。もう全然分からない問題ですからね。まあ一応話だけ聞いてみて、その結果から考えようというふうにしたわけです。検察の方と弁護士の方の話から推し量りましてね、私らは量刑そのものは分かりませんから、こういうふうは何年とか何年とか、そういうのはできませんのでね。それで、そちらから出てきたものから判断しましてね、例えば10年なら10年、検察の方が10年と言って、果たして弁護士のほうは大体それで顔色を見て納得してるのかどうかというのが正直なところだったんです。その量刑に対して私らが判断できるものがないですからね。やはりどちらかを参考にしないと決められないわけですから、要するに一番重い方は出てきて間なしにやりましたから。だからそういう方にはもう、私は、情状酌量とかそういうものは一切この方にはないと。本人が考えてやるんだったら1年以内に次のことをやるとかそういうことはしないと思うんです。だから全然考えていない。だから考えていない人にはね、もう妥当な線が出たらその線でいくしかない、そのように思いました。そのようにして判断してやったつもりです。

司会者

そうすると、量刑を決める物差しというのがなかなかないので、検察官の求刑と、それからあとは弁護人の反応ですか。

1番

そうですね。例えば10年と出されて、弁護士はどのようにそれを見てるか、やっぱり顔色を見ないと私らも分かりませんから。大体そんなところからやりました。

司会者

実は4名の被告人の事件というのは裁判所でもそんなに多くはないんです。それぞれの被告人がどういう行為をしたということについては、審理の中で理解できましたでしょうか。

1番

はい。一応はね、話を聞いて、ああ、なるほどというふうに分かりました。

司会者

そうですか。ありがとうございました。また後ほどお尋ねします。それでは、2番の方の事件を御紹介します。2番の方の事件は、覚せい剤の密輸の事件です。被告人が覚せい剤の密売をしていたんですけれども、タイから同行した女性に覚せい剤が入ったスーツケースを持参させて、成田空港において密輸入しようとし、空港で税関職員に発見されたという、そんな内容の事件でした。検察官の求刑は懲役15年及び罰金800万円という求刑でしたが、判決は懲役13年及び罰金700万円という刑になりました。どんな感想をお持ちだったでしょうか。

2番

私もやっぱり基準みたいなのがよく分からなかったもので、過去の例をお聞きしたり、あと本人は認めているのに何もしゃべらない被告人だったんですね。ですから、認めているのであればいろんな話が聞きたいなと思ったり、あと同行の女性、一応事情を知らないということにはなっていたんですが、私達裁判員はもちろん素人なので、いろいろ話を聞いている中で、知らないわけがないような状況だったので、そこに何かすごく意識が行っていたんです。でも一応そこは争わないということだったので、何かちょっと複雑な思

いが一つありました。あと、その被告人もやっぱり再犯なんですね。ですから同じようなケースの量刑というのが余りなかったので、覚せい剤の量的なものは近くても内容が余りにも違うとか、そういう複雑な感じだったので、やっぱりその基準みたいなのが本当に分からない。

司会者

ありがとうございました。また後ほど別の観点からお伺いしたいと思います。それでは、3番の方の事件を御紹介します。3番の方の事件も実は覚せい剤の密輸の事件です。女性の被告人が暴力団の幹部から依頼を受けまして、友達を誘って台湾に行き、そして台湾から覚せい剤が隠されたキャスター付きのビニール袋を、これも友達に持たせて羽田空港から密輸入しようとして、税関職員に発見されて結局は未遂に終わったという事件だったんです。検察官の求刑は懲役8年、判決は懲役6年ということになりました。3番の方、どんな感想をお持ちだったでしょうか。

3番

量刑は、裁判員になる前はどうか決めてるのかとか全く分からずに、分からないまま参加をしたんですけども、やっぱりこういう事件でこれぐらいの量刑でというデータベースを少し見せてもらったりですとか、弁護士の意見ですとか、検察官の意見ですとかを加味して、その被告人が私達の事件は結構しゃべってくれたので、それで加味しながら決めていったという感じですね。

司会者

量刑データベースを示されて、それを参考に量刑を決めたというふうな点が印象に残っておられますか。

3番

そうですね。全く同じ事件というのはないので、密輸した覚せい剤のグラム数であれ、私の被告人も再犯があったりですとか、両方あるので、やっぱりどれを基準に選んでいいかというのはみんなですごく悩んでいましたね。

事実になってることと被告人がしゃべった内容ですとかがすごく重要になってくるんで。データベースはデータベースで、基準としては前はこれぐらいの量刑なんだなというのは頭にありながら、今回の事件は、じゃあどうなのという話がみんなのできたので、そのデータベースとしてはすごくあってよかったと思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番の方の事件を御紹介します。4番の方の事件は強盗致傷の事件でした。内容は、被告人が夜、路上を歩行中の女性の背後から原動機付き自転車を運転して近づき、女性を追い抜きざまに女性が肩にかけていたバッグをひったくろうとしてバッグをつかんで引っ張った、女性を路上に転倒させた後に更に女性を引きずって進行し、バッグは奪えなかったけれども女性に対して腕の骨折等の傷害を追わせたという内容の事件でした。検察官の求刑は懲役7年ということでしたが、判決は懲役6年6か月ということになりました。4番の方、どんな感想をお持ちだったでしょうか。

4番

特に大きな争い、争点になるようなことはなかったんで、ちょっと拍子外れしたところですけど。量刑については、強盗致傷ということで3年から10年の間という大きな幅の中でどうやって決めていくのかなというふうな思いはあったんですが、先ほど前の方がおっしゃったようなデータベースと、あといろんな事例ですね、参考事例、特に傷害事件の内容も含めてですね、参考事例を見せていただいて、大体これぐらいかなということで決めさせていただいた覚えがあります。

司会者

データベースとかを見て量刑を決めたということについては、何か特に感想をお持ちでしょうか。

4 番

やはりですね、同じような事件であれば同じような量刑が妥当ではないかというのは正しいのではないかと。それを例えば大幅に超えて大きな刑を科すということ自体は、やっぱりそれは不当ではないかという気はしますね。実際、裁判長からいろいろ、懲役の内容はどうなってるというようなそういう話も聞いてですね、非常に過酷な労働がありますし、いろいろ時間の制約もありますし、本当に1か月ただけでも非常に大変だというふうな話を聞かされてましたんで、本当にこれは、例えば6か月延びたらどうなるのか、1年延びたらどうなるんだというのは、その人の人生にとって非常に重い決断であるんだなというようなことを考えながら決めさせていただいたと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番の方の事件を紹介します。5番の方の事件は強盗致傷と大麻取締法違反の事件でした。強盗致傷の事件の内容は、被告人が地元の暴走族の先輩から指示を受けて、帰宅した被害者の背後から飛び蹴りをし、また植木鉢で被害者を殴るなどして、被害者から多額の現金等が入ったセカンドバッグを奪うとともに、被害者に全身打撲などの傷害を負わせ、そのバッグの中には現金が約70万円入っていたという事件でした。それと被告人が自宅で大麻を所持していたという事件がくっついていました。それで検察官の求刑は懲役6年でしたが、判決としては懲役4年という刑になったと思います。5番の方はどんな感想をお持ちだったでしょうか。

5 番

私は、最初のほうはやっぱり情が出まして、6年というのはその人が刑に服して社会復帰するのにどうなのかなということも思ったんですけど、強盗というのは非常に重いんですよということとか、いろんなことを協議してい

く中で、やはりその人が再犯しないためにも、しっかりそういう自分の罪を自覚するためには、やはりそのぐらい必要かなというふうにだんだん変わってきたんですね。ただし、その被告人は、被害者の方の御両親からも量刑をお願いしますと、彼はしっかりやっていくと思うからという嘆願書も出てたんですね。そういうこととか、本人も前科がなかったものですから、とてもそういう悪いことをまたするようなあれじゃないかなとも思ったんですけど、やはりこれは人を裁くんじゃなくて、その罪を裁くんだなということがよく分かりまして、私も4年というのは妥当な線だったんだなと今は思っております。

司会者

被害者の方との間に示談が成立して、被害者の御両親が被告人を許してもいいという内容の書面が出されていたんですかね。

5 番

はい、そうです。彼のほうにも婚約者の方がいまして、その方が非常に熱心に彼をちゃんと立ち直らせますといういうことで、金銭面でも非常に援助して被害者のお宅にも何回も通って、やったというのも証言してましたので、そういうことも考えて、いろいろと協議の結果そうなったんですね。今としてはよかったかな、4年というのでよかったかなというふうに思ってます。

司会者

当時は結構悩んだという感じだったんでしょうか。

5 番

はい、非常に悩みました。彼は若かったので、罪を償うということも非常に大事なんですけど、やはりその方が社会復帰したときに、どのように復帰されるかということを考えるのも大事な事かなというふうに思ってたので。

司会者

分かりました。ありがとうございます。それでは、6番の方の事件を紹介させていただきます。6番の方の事件は現住建造物等放火という事件でした。被告人は母親と同居していましたが、その母親とけんかをして、母親に家出をされました。そのショックなどで自暴自棄となって自宅に灯油をまいてライターで放火して自宅を全焼させてしまったという、そんな事件だったと思います。検察官の求刑は懲役5年ということでしたが、判決は懲役3年の実刑ということになりました。6番の方、どんな御感想をお持ちだったでしょうか。

6番

この事件で私が率直に思ったのは、現住建造物等放火罪というのは最悪は死刑ということで、懲役5年から死刑でしたか。

司会者

そうですね。

6番

かなり幅が広いというのがまず実感で湧いたんですね。その中で量刑を決めるということで、弁護士の方とか検察官の方とかいろいろと状況証拠とかそういうことを示されたんですけど。親子2人暮らしで、そのときお母さんが家出して、戻ってこないんでというので、動機は母親を戻すために火をつけたということを言っていたんですけど。一つはそういう自宅に火をつけて誰も住んでないという現状と、それから回りにはほとんど、お隣のうちが樋を焦がした程度のことで、お金で示談が済んで終わったんですという御報告を受けたんですけど。その中でですね、やっぱり一軒のお宅が子供を連れて逃げ出した、夜遅く12時過ぎにですね。小さいお子さんだったみたいですが、その方を起こして逃げるぐらい、大きくなるかもしれないということで。そういうことを考えるとですね、そういう被害者の一部の方で精神的な表面にあらわれない部分も量刑に反映させるということがあります。それから、動

機なんですけど、最初の冒頭陳述ですか、あそこではお母さんが戻ってくるようにというんで騒いだらで戻ってくると言っていたんです。その被告人も、留置場の独房に1年ぐらいいて、精神安定剤も飲んでたということで、裁判のときは通常の状態でないということは弁護士がおっしゃっていたんです。被告人本人もあんまり反省してないんですね。自暴自棄とか言っちゃって、何かはっきりした動機というのがなかなかつかめない現状だったんですね。火をつけたことは認めてるんですけど、その動機というのをはっきりなかなか語らないわけですよ。私を感じたのは、検察官の方が結構いろんな携帯会社のデータを分析したりとか、被告人のそばまで行って、どこに火をつけましたかとか、地図で実際に具体的に示したりとか、火をつけた後の、消防署へ電話してるとか、いろいろとそういう証拠があるんですけど、そういう間にどこへ電話してるといいうのも結構調べたみたいですね。本人の動機もだんだん分かってきて、やっぱり欲が絡んでるような感じなんですね。それで、そういうことを感じてトータル的に、弁護士の方は執行猶予ということでおっしゃってて。出た後はうちの会社で雇うという結構立派な人がいて、ある程度環境は整えられてたんですけど、やっぱり本人の反省度合いというか、再犯はないと思うんですけど、反省度合いがちょっといまいちということで、執行猶予なしというのが妥当かなと。

司会者

一つは本人の更生への意欲が余り見えなかったということと、あとは動機ですか。

6番

そうですね。

司会者

本人の語る動機が納得できなかったというところあたりが気になったということでしょうか。

6 番

そうですね。火をつけてもどうも思わないとか。弁護士は、精神安定剤の影響じゃないかということでおっしゃってたんですけど、なかなか本音を言わないというか、そういうところがなかなか。追及するための捜査というのは本当に大変だなというのは実感で思いました。

司会者

ありがとうございました。それでは7番の方の事件を紹介します。7番の方の事件は被告人が2名でした。被告人共通でやった事件としては強盗致傷の事件です。被告人両名が知人の暴力団員にそそのかされて、夜にスーパーマーケットの駐車場で最後に出てくる従業員を待ち伏せし、出てくる被害者の背後から飛び蹴りをして被害者を転倒させ、更に上半身を蹴るなどの暴行を加えてトートバッグを奪い、被害者の方には頭部打撲等の傷害を負わせたというのが強盗致傷の事件でして、被告人のうち1名は覚せい剤を使用するという事件がくっついてました。検察官の求刑は、覚せい剤を使っていたほうの被告人が懲役8年、もう1人の被告人が懲役6年ということでしたが、判決は重いほうは懲役5年6か月、軽いほうは懲役4年ということになりました。7番の方、どんな感想をお持ちだったでしょうか。

7 番

私自身は裁判に対して昔から関心があると言ったら変ですけども、いろんな問題があるということは分かってましたし、今度裁判員に選ばれたときも、何かお役に立つことがあればしたいなと思ってたんですけど。実は残虐なことだから出たくないとか、特に量刑を決めるというのは、人を裁くということはなかなかできないだろうと思ってましたので、本当は嫌だったんですけども。大体、量刑というのは、刑法というのは私もよく分かりませんが、多分被害者の恨みを晴らすためということもあるんでしょうけども、現実には加害者を罰するためじゃなくて、犯罪が起こらないようにする抑止力です

よね。あるいは、再びその加害者が犯罪を起こさないようにするという意味だろうと思うんですけど、それを合理的に決める方法というのは私は分からないものですから、そんなことできるのかなと思ってました。幸いにしてそう深刻な事件じゃなかったんで、裁判官の指導がよかったんでしょうか、あんまり緊張しなくても話せるようになってたんです。結論から言いますと、私は議論は真面目にやりましたけども、ちゃんと妥当な判断をしたかどうかというのは、それは分からないですね。今度の裁判が非常に分かりやすかったのは、争点が整理してあり、こういうことが起こりましたとすぐ分かりました。量刑を決めるときに、殴った暴力の程度がどうだとか、そういうことが多分問題になるんだろうというのがよく分かったんです。しかし、それもその受け取り方が人によって違うわけですよ。強く殴ったからって、それは量刑に1年加えるのか2年加えるのかもそれも分からない。唯一納得したのは、納得したというか納得するべきかどうかとも実を言うと分からなかったんですけど、さっきのコンピューターの分布ですよ。横軸にいろんなファクターをとって、正規分布に近いような形してますので、それぞれずれてるところはそれなりに意味があるんでしょうけど。それを見て、そしたらこの辺かなと。もう一つ評議の中でプレッシャーになったのはですね、やっぱり選ばれてここへ来た以上は、何か量刑に対して解釈をして決めなきゃいけない、正直言うと私はそうだったんですけども、何人かの人も多分そうだろうと思います。そういうプレッシャーがかかってまして。そうすると、私の勝手な解釈かもしれないけども、今まで映画とかそういうので見てる裁判のイメージとしては、性悪説なのが検事であって、起こった犯罪に対して徹底的に追及していくのがそっちで、性善説に立って被告人を徹底的に守るのが弁護士だと、両方の綱引きの中から真実を見出そうと判断するのが裁判官であるという感じがしてたんで。それぞれ検事も弁護士もプロですから、その求刑の内容を見るとですね、そんなに大きく離れてない。だから変な話です

けど、足して2で割ったところが、執行猶予がついてないとかついてるとかはありましたけど、落とすどころかなと勝手に思ってるようなところもありましたね。それから、基本的に難しかったんですけども、想像と言うと変だけれども、暴力を振るってる現場とか、そういうものがなかなか人によってイメージが違うわけですね。確かによかったなと思うのは、VTRを見せてもらい、それほど大したことないなというようなことははっきりする。そういう手段がないときには、逆にどういう判決になっちゃうのかなというところもあるんですけども。それと釈然としないのは、起こした犯罪、商品とかですと一物一価というか、起こしたこと自体に対して刑が決まるというのがいいのか、さっき言ったように、犯罪を未然に防ぐとか、もう一遍再犯を起こさせない、更生させるためにやるんだということになると、ちょっと考え方が違うんじゃないかと。例えば平均年齢が30代のときの、そのときの1年と、寿命が70年の今みたいな1年と全然違うわけですから、法律的に決まった年限とか、それからコンピューターに分布するものも全部含めて入ってるんだらうと。だからそれを決めるときの決める手順が分からないんですから、納得できないんですよ。納得できないと言うと変で、まあそんなもんかなと。合わそうかなと思うだけで。釈然としないと言うと変ですけど。私自身が思ってた中では、やっぱり覚せい剤に対する印象というのはものすごく悪いなというのと、証人の態度とか目だとか、そういうものの影響をやっぱりどうしても受けてしまうなという感じがありました。被害者がぼこぼこ殴られたと。それはその言葉だけ聞くといろんな幅があるわけですね。当然、言葉というのは人によって受け取り方が違うんで。それはVTRで否定はされたんですけども。しかし、よく考えてみると、あの暗闇で若い男2人に襲われた被害者というのは、相当、ひよっとしたら殺されるんじゃないかとすごいプレッシャーがあったんじゃないかと、いろんなことを考えるんで、どこまで酌量していいとか分からないんです。私もこの年になると

いろんな理不尽な世界も見てますけども、加害者自身もそんなハッピーな生活やってないわけですね。普通の人だったらああいうことはしないだろうという部分はあるわけですよ。そういうのをどう理解して、さっき言った最初の目標である絶対犯罪が起こらないようにするとか、再犯を防ぐとかいうのにつながるというのは、そういうところで何か我々が議論してやったことが役に立ったら、私もすっきりする。1年前のことだったんですけど、いまだにすっきりしないのはそういうことではないかなという気がしてるんです。

司会者

すっきりしない部分というのは、結局、裁判官、裁判員で決めた刑が、果たしてこれでよかったのかどうなのか、まだちょっとすっきりしてない部分があると、そういう御趣旨ですか。

7番

というか、論理的に考えてもそんなもんすっきりしようがないんだと。絶対に。誰がやっても。そうすると、全く裁判ということに対して素人の我々を引っ張り出してやろうという意味はどこにあるのか。最初それを納得させてもらいたかったんですけど。私自身は納得しないままに来たもんだから。何でやったのか。人間生まれながらにして別に悪人はいないわけで、それぞれ情状酌量したらきりがないんで。したがって、唯一の目的は、それをやったら絶対犯罪を二度としたくないというようなことがあるかどうか。6人の裁判員と2人の補充裁判員を集めた裁判員裁判だって結構コストがかかっているわけですから、費用対効果から見て合うのかなと。実際にその強盗致傷事件のときも、強盗致傷事件を起こした動機とか中身自身も納得いかないぐらい変なんですけどね。普通だったらあんまり起こさないと思うんですけど。まあ起こっちゃったんだから刑を決めないといけない。しかし、たった数千円ぐらいのわずかな現金なんです。それをとるような犯罪を大の男3人が関わってやることかなと。その罪を裁くために、恐らく数百万円、監獄に入

れば、聞くところによると1人二、三百万円かかるそうですし、そういう費用をかけてやる意味があるのかなということちょっと考えました。

司会者

そもそも論で結局、裁判員が加わってこういう裁判をやることの意味がどの辺にあったのか。

7番

やる以上はそれを納得させてほしいなど。

司会者

という気持ちで、まだやっぱりくすぶっておられるというところなんでしょうかね。

7番

はい。

司会者

はい、分かりました。それでは、皆様方から全般的な感想を伺ったんですけど、今のそれぞれの感想を参考にしながら、少しいろいろお尋ねしていきたいというふうに思っております。今までの話の中でも出たんですけど、そもそも量刑の決め方ですね。これは皆さん当然、裁判所の考え方は知らなかったと思うんですが、どんなふうに量刑を決めるのかということについて、何か事前にイメージを持っておられた方はおられますか。例えば、映画でもいいですしドラマでもいいですし、あるいは具体的な事件の新聞記事でもいいですけど、この被告人が懲役何年というふうな話が出ると思うんですね。それはどんなふうな形で量刑が決まるのかということについて、事前に何かイメージを持っておられた方はおられますか。

1番

私の事件の場合はね、弁護士のほうは全然争わないというふうにきましたんですけども、なぜ争わないのかと思うんですよ。やはりそれを弁護してい

く段階においてね、例えば、ある程度検事のほうから刑がこういうふうに決められてきましたんですけど、それに対してね、やはりもうちょっと突っ込んで意見交換してもらおうとか話し合いしてもらおうとかね、そうしない限り、その量刑はどういうふうにして決めるのか分からない。検察のほうで決められたらそのまま、はい、そうですかとかね、情状酌量だけがあるのかという、やっぱり何とも納得いかないんですね。やはり3年なら3年、5年なら5年ときたら、果たして5年としてどうなのか、5年でいいのかどうかというのをもっと突っ込んでやってもらいたかったですね。

司会者

結局、事前にはどうやって量刑を決めるのかというのは全く分からなかったということですかね。

1 番

はい。

司会者

そのあとの点はちょっとまた後ほどお尋ねしますね。

1 番

はい。

司会者

その点については皆さん大体同じでしょうかね。大体うなずいておられますかね。では、どうやって量刑を決めるのかという話になりますと、さっきからちょっと話が出てますが、基本は被告人がどんな行為をやったかという、その行為の悪質さの程度、どの程度悪いことをやったかということ、そして、その行為をやったことについて被告人をどの程度強く責められるのかということ、そういったことを中心に、その行為の悪質さの程度によって量刑を決めると。そのほかに、被告人が立ち直る環境がどれぐらいあるとか、あるいは被告人がどの程度反省しているかということとか、そういった事情など

も加味して被告人の量刑を決めるという、そういう量刑の決め方について裁判官から説明があったと思いますが、そのような説明を皆さんお聞きになったでしょうか。どうですか。

5 番

ありました。

司会者

1 番の方、特に何かそういう説明はありましたか。

1 番

聞いても頭の中にそのときだけは入ってましたけど、あとはもう忘れてますね。

もう正直言って、いろいろな話はあるんでしょうけど、こういうふうに決めますとか、そのときは納得できましたけどね。それで結局そのように進行してきたと思うんです。でも、もうすっかり忘れちゃった。

司会者

7 番の方、さっき刑を決める目的は何かということもちょっとお話しになったと思うんですが、今言ったような量刑を決める基本的な考え方について、何か裁判官からそのような説明を受けた記憶はございますか。

7 番

さっきも言ったように、悪質だとか、そういうことを加味しなさいとは言われましたけど。それからさっきのコンピューター、あれが一番説得力があったというか、大枠を決められちゃうからということでやってしまいましたけど。私個人的には、こんな素人がやるんだから、一般の人達がどういう感覚を持つのかもっと素直に聞いてもいいんじゃないかと。だから、むしろ、こう言ったら変ですけど、裁判官のいないところで自由に議論させてもらいたい。裁判員制度の発端がどこだったか私は知らないのですが、ある意味非常にプレッシャーを受けました。呼び出されるのは、量刑の決め方とかそういう

ところで、我々の市民感覚というか、素人の感覚を生かしたいと思ってらっしゃるんじゃないかなと。だから、例えばさっきの覚せい剤についても、私は覚せい剤をやっている人はむしろ病気だし被害者だと、むしろ売ってるやつを何とか捕まえないとどうしようもないと。アルコール中毒はアルコールを売ってるやつがやっぱり最も悪いんで、そういう感覚だったんです。

司会者

あとは、被告人が結局どれだけ立ち直ることが可能かどうかと。

7番

そういうことですね。

司会者

再犯をするかどうかということが量刑を決める大きい基準じゃないかというふうに思っておられたんですかね。

7番

ええ。実際にそれが反映してるなと思いました。身元引受人の奥さんがいるとかですね、片一方はいないとか、それはやっぱり相当大きく反映する。しかしそんなものが本当に長続きするサポートかどうか分からないんじゃないかなと。まあ法的にはそういう判断してもいいということになっちゃうんでしょうけど。そういうところが余り釈然としなかった。

司会者

先ほど私が申し上げた量刑の決め方の基本的な考え方なんですけど、さっきのお話をちょっと振り返ってみると、必ずしもそれにとらわれなくてもいいんじゃないかというふうなお気持ちもあったということなんですか。

7番

そうですね。そのほうが、これを何か改革に結びつけられるとか改善に結びつけるとか、これだけ時代も変化してるし、犯罪の中身もいろいろ変わっていくときに、刑法を変えていこうということに反映させるのであれば、む

しろそういう意見を独自に出して、そのずれを見たほうが私はいんじゃないかと思いかと。あれだと結局は今までどおりで落ち着いていくんじゃないかなと思っちゃったんですけどね。

司会者

結局、量刑のグラフを見せられて、何年から何年くらいの間で決めるというのが何となく前提みたいになってたんですか。

7 番

一番それが頭で理解しやすい判断基準だったですね。それしかないんですよ。あと心情的にどうかこうとかありますけども、それは法律の範囲を超えてるといえばだめだしね。執行猶予がつくかどうかなんて明快な判断基準があるわけじゃないですよ。悪質度をどう評価するとか。ひよっとしたら弁護士の弁護力によるのかもしれないし、検察官が鋭い言葉で言えば、それは影響を受けるでしょうし、そんなもんじゃないかと。だから、一つの方法としては、一物一価に対して刑を決めていくという考え方であるんなら、できるだけ犯罪の構成要件みたいなやつをきちっと分けて、殴ったとか殴ってないとかいうことははっきりしてるわけですから。そういう方法も、できるかどうか知りませんよ、多分できるんじゃないかと思うんですけど、数量的に評価すると。それも計算だけじゃまずいでしょうから、そのトータルをまた別に人間的な観点から調整するというほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

司会者

今おっしゃった趣旨は、結局、さっきもちょっとおっしゃってた法定刑の幅が非常に広いのでなかなか決めにくいと、だから一つ一つの行為に対して、例えば殴ったということであればこれぐらい、けがを与えたということであればこれぐらい、そのような形で、自動的に決まるんじゃないにしてもやってみるということですか。

7 番

それに近い形です。要するに犯罪を防止するとか再犯を防止するという意味から言うと、いろんな過去の事例とかやれば、出てくるんじゃないかと。そういう専門の方が頑張っていただけでよい。むしろ我々みたいな素人がそのときの感情でやるほうがよっぽど振れが大きいなという気がしたんですけども。それは加害者にとってもフェアじゃないと思うし、被害者にとってもやりにくいという気がしたんです。

司会者

ありがとうございます。

7 番

機械的に決められるところはできるだけ決めちゃって、そうすればスピードも上がるし、それからそれぞれの刑のポイントがどこかということも、いろんな事例との集計がしやすくなって、犯罪の防止につながるんじゃないかと私は個人的に思いました。

司会者

分かりました。ほかの方はどうでしょうか。そのような量刑の決め方に対する基本的な考え方、裁判官から説明を受けたと思うんですけど、それについて十分納得ができたかどうか。これは違うんじゃないかなという思いがあったかどうか。その辺について何か感想を持っておられる方はおられませんか。

6 番

私もですね、さっきちょっと説明したように、放火罪というのは最高死刑ということで、非常に幅があるということで、それでどの辺が基本線というのがあるかと思うんですね。自宅に火をつける場合と、空き家に火をつけたりとか。その辺は全く私達裁判員は素人なんで、どのくらいの刑が基本ラインというか、全く分からなかったんです。それは過去の判例とかそういうグ

ラフで見させていただいたんですけど。それで決めちゃうというのも余りにも何か機械的みたいな。まあ効率がいいのかもしれないですけど。いろんな一件一件の動機とか、当時、検察官の方が被告人に有利な状況とか、情状酌量のこういうところの意見のポイントをまとめられたりとか、それから、身勝手な行為だということで、回りの近所の方に危機感を及ぼすような犯罪なのでということを経合的にやって、検察官の方は懲役5年と最初言われたんですけど。裁判官の方は、確かにある程度いろんな意見を聞いてから意見を出すというのは大体分かってたんですけど、先にある程度、裁判員にこのぐらゐの量刑が望ましいというか、こういう現状だと先に言うのかなと思ったら、検察官の求刑と弁護士の方の求刑をとって、その中の範囲で裁判員の意見も聞いて、それで重くなったり軽くなったりというある程度の一定ラインは、検察官の方と弁護士の方の一定の中でやってるという感じはちょっと受けたんですね。その後、テレビやなんかで見ると、やっぱり極端に裁判員裁判で重くなっちゃった事件については、控訴されてまた軽くなっちゃう場合がありますよね。その辺もですね、私としては、せっかく裁判員が集まって意見を述べたのに、簡単に変えられちゃうと、何か残念だなと。仕事などで忙しい方ももちろん熱心に裁判員として意見をおっしゃってたんですけど、そういう意見が、仮にそういうふうに行ったときに変えられちゃうというのもちょうと残念だなというところがあります。だから、今おっしゃった裁判員制度の目的というのが、庶民的な感情を入れるというのはいいと思うんですけど、それが変えられちゃうというのはちょっと残念だなという感じは受けました。

司会者

裁判員裁判で決めた刑が高裁へ行って変えられたというケースのことをおっしゃってるんですね。そうなるのは残念だと。そうならないような刑を決めたいというお気持ちはあるということなんですか。結局そうならないよう

にするということも、裁判員裁判では一つ考えなきゃならないという、そういう趣旨なんですか。

6 番

そうですね。できれば妥当性というか、もちろん最高裁の方が見ても妥当性で十分納得できるような判決というのがいいんじゃないかと。もちろん裁判官の方が導くというのもありますし、裁判員の方はいろんな意見を言うからあれなんですけど、その中で妥当性のところを皆さんに納得していただくという方向性があるんじゃないかなと思います。

司会者

刑の決め方について申し上げたんですが、もう一つは公平性ということも裁判官は説明してなかったですか。さっき、同じぐらいの悪いことをした人は同じぐらいの刑にするのが公平じゃないかという説明を受けたとおっしゃった方がおられましたね。そういったことをも含めて刑を決めるということの説明を受けたと思うんですが、何かそんな記憶もありますか。

6 番

それは受けました。それでデータベースも見させていただきました。

司会者

結局 6 番の方としては、そういう刑の決め方自体には納得はされたということですか。

6 番

それは納得しましたね。去年の 6 月にその判決をしたんですけど、被告人は控訴しなかったみたいです。2 週間経つと、その期限内には控訴しなかったということで、だから反省していると。裁判官の方が、執行猶予をつけると刑務所へ行かないということなんですけど、刑務所へ行くことも、単に刑務所でつらい思いをすることじゃなくて、将来出た後、社会復帰できるような形を整えていく場でもあるということを強調されていました。だか

ら刑務所へ入ることも、そういう被告人が経験するのも、よいことと言ったらちょっとおかしいですけど、そういう場でもあるということです。私達は、刑務所というとやっぱり刑だけ受けて、その社会復帰という面がなかなかちょっと見落としがちなんですけど、そういう経験もされて、もうちょっと一回り大きくして世の中へもう一回出すという場でもあるということを強調されてました。

司会者

裁判官の説明は一理あるというお気持ちだったんでしょうか。

6 番

そうですね。だから執行猶予をつけるというのは、その人にとってよいか悪いかというのはありますね。同じ刑でも。

司会者

ありがとうございます。どうですか、皆さん。量刑の基本的な決め方についての裁判官の説明についての気持ちとか、あるいは意見等を今お伺いしてたんですけど、ほかの方は何か特にございますか。

4 番

私の場合は、裁判長のほうから評議の初めに、刑としては3年から20年というものがあります、これは自由に決めていただいて結構ですと説明がありました。検察官から7年の求刑があって、弁護士のほうから5年6か月というような意見が出てました。実際に起こった事件の内容について、自分で判断してどう出るのか決めてくださいというお話はいただきました。その後、データベースも、こういうものもあります、こういうものも参考にしてくださいという話で、刑が決まっていったわけですけど。

量刑についてはですね、私は非常に自由に皆さんとお話する中でですね、裁判長、裁判官からいろんなアドバイスをしていただき、自由な発想の中で刑が決められたのではないかなというふうに思っています。

司会者

結構自由な意見交換はできたということなんですか。

4 番

はい、できました。

司会者

量刑の基本的な決め方自体については、ある程度納得をいただいた上で議論をしたという意味なんでしょうか。

4 番

はい、そうですね。そこら辺はちゃんと理解してですね、何というんですか、ほかに決めようがないんじゃないかと思うんですね。逆に言えばね。それと先ほど私も言ったと思うんですけども、例えば同じような事例があるとしたら、そのとき決まったものと余りかけ離れた量刑は、妥当じゃない、不当だというふうな考えは皆さんも持ってました。やっぱりそこら辺は、似たようなものが、近いものがあれば大体そこら辺の見当になるんじゃないんでしょうかねという形で進められていたと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、ちょっと違った観点からお尋ねしたいと思うんですけど、検察官・弁護人が最初に冒頭陳述というのをやったと思うんですね。これから証拠調べでどういう事実を証明しようとするかとか、あるいはこんな点に着目して証拠調べに臨んでほしいとかですね、そんな話をする冒頭陳述というのを検察官、弁護人がやったと思うんです。その冒頭陳述を聞いて、この事件でどんなことをポイントにして審理に臨んだらいいかということは理解いただいたでしょうか。その点について何か意見はございませんか。冒頭陳述でどんなことが問題になるかということが十分お分かりになったでしょうか。

6 番

冒頭陳述のときに弁護士の資料と、それから検察官の資料が出てきますよね。その一番大きな違いは、弁護士のところは文章が多いんですね、すごく。もちろんそれもよろしいんですけど、検察官の方は非常にワンペーパーでイラストも入ってて、結構そんなに文章を読まなくても目で訴える資料になってるんですね。この事件をまずより早く理解しないといけないというのを感じたんですね。法廷が終わって1時間とか解説の時間がありますよね。

司会者

裁判官から解説があったんですね。

6 番

ええ。それは結構とっていただけてるんですよ、時間を。そのときに解説していただけるんですけど。そういうところで分からない点をクリアにしてくれるんです。そういうのは非常にありがたかったです。若い検察官とかパソコンに慣れているので、イラストというのもいいですよ。非常に分かりやすく簡潔にポイントを絞って表現されてるというのは非常にありがたかったです。

司会者

提出された検察官のメモは1枚の紙で要点をまとめてあったんでしょうか。

6 番

そうです。

司会者

弁護人のほうは、そういうポイントをまとめたような紙がなかったんですか。

6 番

紙にポイントはまとめてあるんですけど、全部文章です。

司会者

ぱっと頭に入らないものだったということでしょうか。

6 番

そうですね。短時間ではですね。見た感じで。

司会者

なるほど。そこがすごく印象に残っておられるんですね。

6 番

そうですね。

司会者

ほかの方はどうですか。検察官・弁護人の冒頭陳述を聞いた印象として何か残っておられることはありますか。

2 番

私も内容の細かいところまではちょっと覚えてないんですけど、今、6番の方がおっしゃったみたいに、検察官のほうの書式がすごく分かりやすいというのがありました。ですから、同じような形式をどうして使わないんだろという疑問がわいたのを、思い出しました。

司会者

はい、ありがとうございます。弁護人も検察官が使うような1枚の紙で言いたいことを端的に指摘するような、そういう書面があればということですか。

2 番

そうですね。あと、色使いとか形式とか、そういうのが分かりやすかったので、ちょっと違いを感じましたね。

司会者

そうすると、弁護人の冒頭陳述は正直、聞いた後で何となくどこがポイントなのかということが頭の中に残りにくかったという感じだったんでしょうか。

2 番

お話のほうは多分、さっき言ったみたいに争ってはいないことだったので、耳としては割とお互い入ってきたような感じですけど、やっぱりこの書式的には余りにも違うんだなという印象があって、後でちょっと見返したりするときに、やはり検察官側のほうの書類をちょっと主立って、つい見てしまうというのがありました。

司会者

後で見返したりするときに、簡潔にポイントだけを書いた書面があったほうが分かりやすいんじゃないかと、そういう趣旨ですかね。

2番

はい。

司会者

はい、分かりました。ほかに検察官、弁護人の冒頭陳述について何か印象に残ってることはございますか。

3番

どちらの冒頭陳述もすごく分かりやすいという感じが印象に残りました。大体普通の生活をしていると、ニュースで聞くぐらいしか事件ですとか事故ですとかの内容は分からなかったりするんですけども、この事件はこうこうこういうことになってるからこれだけよくないんですよという、ちゃんと順序立てて、余り理解しづらい、若いですとか余り経験のない私でも、そうなんだと分かるぐらいどちらもしっかり説明してくださったので、すごく分かりやすく事件のどこを要点として聞いたらいいかというのが分かりました。資料は、どちらがいいというのはそんなにはなかったんですけども、私としてはもう少し詳しく紙にして渡してほしかったなというのがありました。

司会者

検察官、弁護士両方ですか。どっちかですか。

3番

両方ですね。要点，そこが大事というのは分かるんですけども，なぜそういうことになったのかという理由づけがいっぱいあった事件だったので，時系列にまとめたりですとかしていただいたほうがもうちょっと後で見返したときに，ここが悪いというのは大体聞いたら分かるので，詳しいほうがよかったかなというのはありました。

司会者

ただ，詳しいほうがいいという考え方もあるんですけど，一方ではあんまり詳しい冒頭陳述だと，結局最初からいろんな情報が入ってくるので，頭にむしろ残りにくいと，要点だけをポイントをついて，あとは証拠調べでいろいろな内容等が頭に入ってくるほうがむしろいいんじゃないかという，そんな考え方も実はあるんです。でも，3番の方はむしろもっと詳しいほうがよかったんじゃないかという，そういうお考えでしょうかね。ほかの皆さんはどうですか。私がちょっともう一つの考え方も申し上げたんですけど，冒頭陳述について何か頭に残ってること，ほかの方で何かございませんか。検察官は大体，事案の概要とか，あるいは事件の流れみたいなことを紙1枚にまとめてという冒頭陳述が多かったですかね。弁護人のほうかは，いろんなやり方があると思うんですけど，この点を聞いてほしいと，この点が問題であるという，弁護人側が考えるこの事件のポイントみたいなものを指摘すると，そんな冒頭陳述が比較的多かったような印象があるんですけど，どうですか。皆さんどんな感想をお持ちだったですか。弁護人の冒頭陳述について。

7番

逆に質問なんですけど。冒頭陳述のポイントを，当然あれは全部書いてるわけじゃないんで，抜け落ちてる点があるだろうと心配はあったんですけども。あれは弁護士と検察官がお互い見せ合って決めるんですか。そうかなと思うぐらい争点が割によく一致しててですね，それが本当にいいのかなと。こう言ったらおかしいんだけど。

司会者

今のお話はむしろ弁護側の冒頭陳述と検察側の冒頭陳述は比較的ぴったり合ってたんですね。

7番

ある意味きれいに整理されてるなど。こっちから見ると分かりやすかったんですけど。それを絞り出す過程がどうだったのかなと。我々裁判関係者とは異質の人たちの意見が反映するから、そろそろ絞り込もうかとか、どの証拠を出すんだとか、そういうところの意見のほうが大事なような気がします。そんなの関わりたくないですけども。あれだけ絞ってしまえば、もう裁判当事者であれば大体見えてしまうんじゃないかなと思いました。我々が手伝わなくても決められることじゃないかなと。それを我々に知らすことに何か意味があるのかなということかもしれないんですけど。非常に釈然としなかったです。

司会者

むしろあんまりぴったり合ってることが釈然としない。

7番

裁判を迅速にするという意味では、焦点を絞るところのスピードアップが多分要るんでしょうけど。そこはもう済んじゃったということですかね。という気がしたんですけど。誤解かもしれないですけど。

司会者

そうですね。検察官、弁護人にむしろ伺ってみますか。双方の冒頭陳述を、お互いの内容等を交換したりして、内容をすり合わせするというようなことがあるかどうか。7番の方はちょっとどうかというふうなお考えをお持ちなんですけど、その点について何か意見等があれば、むしろ検察官、弁護人から伺ってみますか。御出席されてる検察官、弁護人の方でどなたかおられますか。意見のある方。

松井検察官

基本的には冒頭陳述のすり合わせ等はしてないです。ただ、今御指摘のとおり、裁判の前に争点を整理する手続をずっとしてますので、そこで、例えばこの事件については、今回は事実関係については争いがないということで、争いがあるところは量刑、情状ですと。情状関係で弁護人はこういう主張をします、それに対して検察官はこういう主張をしますというような形で整理をしているので、お互い見せ合わなくても、冒頭陳述は基本的にはかみ合うようになっていますし、仮にかみ合わない裁判をやっても何だか言ってることが水かけ論になってしまうので、そこはかみ合うような形での整理をしています。

司会者

ありがとうございます。弁護人側から何かございますか。

大庭弁護士

今検察官がおっしゃったとおりではあります。今回は皆さん自白事件をされて、その量刑を決めるに当たってのポイントというのは、先ほどからいろんな視点というか観点がいっぱい挙げられていて、例えば、被告人がやってませんと、アリバイが問題になってますとか、あるいは殺意の有無が問題になってますとかだったら、すごくシンプルなんですけれども、いろいろな論点があってそれを全て包摂するとなると、とてつもない時間が逆にかかってしまうということになるので。ただ、皆様の関心は、ただ単に行為がどういうものだったのかということにとどまらないところもあって、若干の物足りなさを生じてしまうところもあって、ここは弁護人としても非常に悩ましいところです。公判前整理手続とって争点を整理する手続の中でも非常に悩ましく、裁判所も交えて、検察官と弁護人の中でかなり公判前整理手続で議論はしています。弁護人としてはこういう点が情状としてすごく重要だと考えているけれども、これは審理にどの程度影響を与えるものなのかど

うなのかというところで、こちらが主張したいところを切られてしまうところもあるかもしれませんが、逆に意見交換会等でやはりこういうところ、被告人の人柄ですとか、あるいは実際証人の方を呼ばないで供述調書だけで立証したんだけど、裁判員の方からは、その証人の方から被告人の人柄を聞いたかったとか、そういふような感想を述べられることもあって、ここは非常に本当に悩ましいところではありますが、事前にそういう議論はしております。ただ、すり合わせをしているというか、こっちはこういうのを出してこっちはこういうのを出すよみたいな形ではやってないということです。

司会者

裁判所の立場からも若干申し上げますと、やはり自白事件といえども当事者の言い分のどこが違うのかというところは双方から主張していただいているんですね。そこが量刑上非常に問題になるところであれば、そこを自白事件であっても争点として捉えるということになりますし、そこが量刑上余り問題にならないというようなところであれば、むしろそこは余り法廷には出さないほうがいいんじゃないかという趣旨で証拠調べの内容を定めたりとかですね、できるだけ量刑に関係するような事情を多く法廷に出すことができるようにという形で公判前整理手続を運用しているという実態はあると思います。むしろあんまりいろんな事情を出しますと、それこそ何が何だか分からなくなっちゃうと。量刑を決める際の事情が余り広範になってしまっって、それが量刑を決めるポイントになかなか結びつかないんじゃないかという、そんなふうな考え方からそのような整理をしているんじゃないかというようにも思うんですけど。

7番

そうすると、量刑を決める裁判だったから余計そうなのかもしれないですけども、公判の途中で証人の尋問とかあるもんですから、例えば新たな事実が出てくるとか、情状酌量の面が出てくるとか、そういうこともあり得るわ

けですね。争点で決めた筋書きと離れるかもしれないですけども、そういうことは可能なんですか。あるいは、争点では一度も挙げてない重要な証拠、まあ映画の見過ぎかもしれないですけども、そこで出して一気に弁護人が有利に進めるとか、そういうようなことは可能なんですか。そういうことも可能であることが僕は必要じゃないかなという気がするんですけど。

司会者

絶対ないとは申しません。大体この証人はこんなことを証言するんじゃないかという考えのもとに証拠調べの内容は決めてるんですけど、ただ実際に法廷で証人の話を聞いてみたら実は違っていたと、今まではこんなふうな説明をしていたけれども、実は違うんだというふうな事情が仮に出たとすれば、法廷で決めていた証拠調べの内容では不十分だということになる可能性もあります。そうなった場合に新たな証拠調べをしないかといいますと、それは証拠調べをしてもいいということにはなっています。ただ、しかしですね、そういう事態はできるだけしないほうがいいんじゃないかとも思っています。というのは、あらかじめ裁判員の方に何日間お願いしますという日程を決めていますよね。一応我々としてはその範囲内で証拠調べを遂げて評議をして判決するというので日程を決めていますので、まずその範囲内で基本的にはやりたいと思ってるんです。それを超えてしまうということになれば、結局裁判員の方に、また出てきてくださいと言っても都合がつかないということが十分あり得ますので、そういうことはできるだけしないようにということで事前に双方にいろいろ主張をしていただいて、双方の主張の食い違う点はどこかということを見定めた上で証拠調べの内容を決めるという、そんな構造になってるんです。ただ、それも絶対ではないということでございます。

7番

私の事例の場合に根本的にちょっと嫌だなと思ったんですが。さっき素性

がない知人と書いてますけど、あれは言わば親分ですよ。

司会者

そうですね。

7番

それは明らかに有罪で証人喚問されていた目つきの鋭いやつだったんですけど。その人のウエートが僕自身はものすごく大きかったんじゃないかと思うんです。逃れられない呪縛でやらされてるという。それは一方でそんなものをはねのけるぐらいの力が大人ならあるだろうとか、精神があるだろうという見方もできるんですけど。そんな人達が住んでる世界と、それから普通の生活やってる我々と、住む世界が違うんだから、何か起こすときの動機なんかも違うんじゃないかと。あそこでは証人を呼べないから、その関係については余り深く議論しなかったんですけども、あれは重要な証人というか、彼らの量刑を考えるときにも重要なファクターと思ったんですけども、それは初めから余りできないよということで排除されてるような感覚を私は持ちました。だから、したがってある程度決まった土俵の中でやるんだなと。

司会者

ただ、今の指摘は結構重要な点でして、これからお尋ねしようと思ったんですが、つまり証拠調べの内容を実際に見ていただいて、こういう人からも話を聞いたほうがより事案を的確に理解して量刑もちゃんと決められるんじゃないかという点があったらお聞きしようと思ってました。そういう観点から言いますと、7番の方の証拠調べの内容を見ますと、被害者の方とかあるいはお互いの被告人兩名等は当然法廷で話してるんですけど、指示したという暴力団の人、その人は証人として来ましたか。

7番

来ました。証人として出廷してました。隠して、見えないようにしてやってましたね。

司会者

その方からお話は聞いたんですか。

7 番

はい。しかし、そういう関係であったということを一方的に言ってるだけの話なので、何といたしますか、本当にそこが抜き差しならない絶対な命令なのか、詳しく検討する機会がなかったというか。そういうのがなかったような気がします。おっしゃるとおり時間がないし。迅速化するために、早くやらなきゃ、どこかすばすばと切らないと進まない話なんですけども。本当は、裁判上、冤罪だとかいろんなことが起こってくるのは、むしろそういうところに火種があるんじゃないかと私は思うんです。だからそれは我々の力ではできないから、何か方法を変えないと。

司会者

その人の話の内容について十分吟味ができなかったと、そういう趣旨なんですかね。

7 番

はい。実際無理だと思うんですけど。こっち側から質問することもできるんでしょうけど、まあできないですね。

司会者

今と同じ質問ですけれども、証拠調べの内容として証人から話を聞いたりとか、あるいは証拠書類の内容の説明を受けたりしたと思うんですけど、何か量刑を決める際にこんなことも聞きたかった、知りたかったという点があった方、あるいはこんな証人とか、あるいは証拠もあったんだけど、何かいろいろ関係ないことが多くて、余り参考にならない情報も多かったとか、何かそんな観点で感想をお持ちの方はおられますでしょうか。

2 番

私が担当したところでは、被告人は個人で覚せい剤をとということだったん

ですね。本人も認めているということだったんですけど、一応持ってくる際に知人の女性のスーツケースの中に、お菓子に紛れて入れていたんですね。それも見せてもらったんですが、お菓子も、私はちょっと詳しくはないんですけど、現地のお土産になり得るお菓子をちょっと入れ替えてるような感じなんですけど、一応たしか袋にお菓子の名前か何か印刷みたいなのもありましたし、そういうのでいくと、何か組織的なのとか、大小で言ったら小さいかもしれませんが、個人が何か下着の中に隠してとかじゃなくて、そういうお菓子の袋にというのでいくと、そこは争わなかったんですけど、何となく組織というか何かあるんじゃないかなとか思ったんですね。ただ、そこは近い質問みたいなのはしましたけど、やっぱりそこはちょっと争うことではなかったのが具体的ななかったんですけど、そういうのというのは争う内容ではないんでしょうかね。

司会者

そうですね。起訴がそもそも被告人が単独でやった犯罪だという起訴になってたんですね。

2番

はい。

司会者

でも、今言われたように覚せい剤の隠し方などを見ると、これは組織的な犯行である可能性もかなりあるんじゃないかというふうにお感じになったんですか。

2番

はい。

司会者

ただ、それは検察官、弁護人もあえて違うことは言ってないので、結局それは被告人が単独でやったということになってしまったんだけど、もう

少しそれを探求できなかったかというお気持ちがおありなんですか。

2番

そうですね。結構再犯もしてる被告人だったんですね。また、よく言えばしゃべらないで罪を認めてるというのでいくと、最初はちょっと反省しているように見えた部分もあるし、逆に回を重ねると、今は黙っていて、刑が終わったらまたずっと出てきて繰り返すかもしれないみたいな思いも私達の中にはあったんですね。そういうのでいくと、もしそういう組織的というか何かつてがあると、またこの人は繰り返すんじゃないか。年齢的に40代半ばぐらいだったので、結構いい年になって出てきてしまうんですけど、でも何かそういう連絡するところがあるということは、繰り返すんじゃないかなという気持ちもあったので、そういう何か背後というのもちょっと知りたかったようなところがありました。

司会者

なるほど。分かりました。ありがとうございます。なかなか難しいかもしれないですが、お気持ちはよく分かりました。ほかの方で何か証拠調べの内容について感想をお持ちの方はおられますか。特によろしいですか。それでは、検察官、弁護士から何か裁判員経験者の方にお聞きになりたいことがあればそれぞれ御質問していただきたいと思うんですけど。検察官のほうで何かございますでしょうか。

松井検察官

7番の裁判員の方が積極的に御意見いただいて、量刑関係について、検察官としての今の受けとめ方というか、申し上げたいと思うんですけども、やっぱり個別の一つ一つの事件を裁判員の方々がされてるときに、皆さんが出された刑が妥当かどうかとか、そういう部分でなかなか迷いというのはあると思うんですけど、私どもみたいにずっと長いこと量刑傾向みたいなものを把握する立場にありますと、非常に影響があるというか、判決に民意が組み

入れられきているなというような感覚を持っています。先ほど上級審でひっくり返っちゃったという児童虐待の事件のことなんかも出ましたけど、ああいう判決も非常に画期的だなという受けとめ方をしていましたし、例えば、これはちょっとデータに基づくものではありませんけれども、性犯罪なんか結構厳格に処罰されるようになってきたなとか、あるいは逆に財産犯は少し軽くなってきたなとか、いろいろな受けとめ方があると思うんです。そういう意味では、裁判員制度そのものが刑事裁判に民意を組み入れていくというような目的でございますので、一つ一つの裁判で直接お感じになることは余りないのかもしれませんが、何か非常に変わってきたなという感覚は受けていて、そういう意味では検察庁としてもこの裁判員制度、あるいは自白事件での裁判員の量刑判断というのは、非常に前向きに受けとめているというのが実際のところですね。質問というかなんですが、冒頭陳述についてですね、今回皆さんが携わられた事件で、先ほどらい1枚紙で分かりやすいという評価をいただいている、詳しくしたほうが良いという意見もあったんですけども、むしろ検察としては冒頭陳述、この1枚紙でも詳しく過ぎたのではないかなというような考え方のもと、よりシンプルにする方向で考えています。それはやっぱり、皆さん後でこれを見直してどういう事件だったかなということをおっしゃってましたが、これはあくまで検察官の意見にすぎませんので、そういう意味では別にこれが、こういうように事実認定しなきゃいけないというように提出しているものじゃないわけなんですね。むしろ、何というんですかね、調書の取調べと重複してしまっただけで、さっき聞いたよみたいな話になってしまうのもいけないので、少し余裕を残すような形で冒頭陳述をA4の1枚ぐらいでより字が少ないようなものにして、むしろ証拠調べでこのところを立証しますから、こういう観点で聞いてくださいねみたいな形の、我が庁では「思わせぶり冒陳」なんていうふうに呼んでいますけれども、そういうふうな取り組みを始めてますが、そういう方向性についてはいかがお

感じでしょうか。

司会者

どうでしょうか。皆さんそれぞれごらんになった冒頭陳述はあると思うんですけど、今お話にあったとおりですね、最初の冒頭陳述の段階で全てしゃべってしまうということではなくて、これからの証拠調べのごくごく要点だけを最初に冒頭陳述で触れて、あとの詳しい内容は、「思わせぶり冒陳」と今言われましたけれど、思わせぶりを言って、あとは証拠調べの内容で聞いてくださいという、そんなふうな冒頭陳述を今目指しているという検察官のお話なんですね。そういった方向性について何か意見があれば、経験された皆さんの意見を伺いたいということなんですけど。

1 番

ちょっと話がそれるかも分かりませんが、私が担当したのは4人一緒に簡単にたんたんたんと言が進んじゃって結論が出たというような感じなんですよね。だから4人だったら4人の弁護人方全部、被告人の考えをまともに考えて、そここのところをもうちょっと突っ込んでやってほしいなというふうに思ったんですよ。検事から何年何年と求刑が出ました。それに対して、大抵ほぼ争わないでほぼオーケーみたいな形になって、結局裁判所のほうで量刑が出たわけですよね。だから、この人のやった罪に対して、弁護人はもうこれでいいのか、私達から見ればこれでいいのかというふうに思いました。例えば自分達がそういう立場になった場合を考えてみますとね、もう少しその量刑に対してね、やはり4人ですから全部違いますから。大麻をやるまでの生活がまともに生活できない人だったんですよね。その人にその量刑で刑務所へ送って、果たして出てきて、また生活できない状態にほっぽり出して、弁護人方は何とも思わないのかなど。そういった点をもう少し話し合って、そういう生活の面も争点に入れてね。全部が違うんですから、これでいいのかというふうに私は思うんですよ。

司会者

分かりました。要するに正犯者以外の従属的にやったほかの共犯者の被告人達について、もうちょっと実際の関わり方とか、あるいは生活をどんなふうにしてたかということも含めて量刑を考えたほうがよかったという、そういうお話ですね。

1 番

そうです。そういうところをもっと詳しくね。

司会者

分かりました。今の検察官の御質問と少しずれましたので、またそういうお考えとして伺っておきますね。

1 番

はい。

司会者

検察官の質問は、冒頭陳述の内容ですね。これよりもう少し短く要点だけをついた形の冒頭陳述にしたいということなんですけれど、経験された皆様もそれぞれ1件ずつ経験されてますんで、そんな冒頭陳述だったらどうだろうか、困ったりするだろうか、あるいは望ましいだろうか、何か意見等ありますか。

4 番

冒頭陳述についてはコンパクトに概略が分かるように、逆に何も分からないところで行ってるんで、事件の内容が概略が分かって、詳しい話については本当に証拠調べのときに説明していただければいいのではないかと、もっとコンパクトでいいのではないかと思います。

司会者

今の検察官が言った方向はむしろ望ましいんじゃないかという意見ですか。

4 番

そのほうが分かりやすいと思います。

司会者

むしろ分かりやすくなると。

4 番

事件の概要全体がそうしないと分からなくなってしまう。ぼけちゃって。そこら辺が分かるような形での概要説明をしっかりといただきたいと思います。

司会者

分かりました。何かほかに意見がある方はおられますか。

6 番

私もですね、検察官の方の資料は簡潔でね、もうちょっと簡素化したいという意見だったんですけど、こういう冒頭陳述が終わった後、裁判官の方が時間をとっていただいてまた解説とかね、次の審理につなげるような質問、どういうことをするかとかそういう議論をするときに、結構事件で大事なものは時系列的などっちが先かとか、どういう行為を先にやってるのかとか、そういうときに見るとき、非常にこのワンペーパーの資料が役立つんですね。だから全部、なかなか冒頭陳述だけの時間では、概要は分かったんですけど、細かい前後関係とかね、そういうののポイントがまとめられてるんで、その解説に入ったとき誰かの意見について、これはこうだと、じゃ、この人にこういうことを聞いたほうがいいねとか、そういうすごい参考になりますね。だからあんまり簡素化しちゃうと、そういう前後関係とかね、私達白紙の段階で冒頭陳述について、ある程度説明はあるんですけど、法廷で質問する内容とかそういうのがある程度議論できるぐらいの理解力ができるような資料のほうがいいのかと思います。

司会者

後で見直したりするときには、ある程度時系列に沿った事実関係が書いて

あったほうが参考になると、そういう意見ですか。

6 番

そうですね。

5 番

私も賛成です、それに。

司会者

そうですか。

5 番

私達は素人で、急に入ってきてますので、専門家の方の簡素化というのとちょっと違うと思うんですね。だから今までどおりのほうが、これをちょっと変えるぐらいならいいんですけど、今までよりかもっと字が少ないとなったら、ちょっと分かりづらくなるかなというふうに思います。

司会者

そうですか。例えばの話で、冒頭陳述で聞いたことがもう1回とかあるいはもう2回とか同じような内容が証拠調べで、供述調書とかあるいは証人の話とか、同じような内容が2回3回繰り返されて退屈してしまうと、そんなふうなことは特になかったですか。

5 番

それは全くございませんでした。

司会者

そうですか。分かりました。ほかに何か意見がある方はいますか。いいですか。いろんな意見があるということで。弁護士の方から何か質問とかあるいは特におっしゃりたいことはございますか。

大庭弁護士

特に6番の方にお聞きしたいんですけども、この現住建造物等放火の事件を見ますと、かなり短絡的というか、何でこんなことをいきなりしちゃう

んだらうという感じがあって、被告人の方はどんな方なんだらうとかということについて興味が集まると思うんです。先ほどらい、行為責任といって、どういう行為をしたのかということで刑は大枠が決まるんだと裁判官の方から説明されていると思うんですけれども、むしろお話を聞いている裁判員の方は、それだけではなくて、その被告人の方がもし犯罪をやったんだとしたら、どのぐらいの期間を置いて社会に迎え入れるのが妥当なのかと、再犯可能性も含めてですね、そういったことに関心をお持ちなんだとは思っています。他方で、それは豊かな人、家族がいる人、お金があって示談ができる人が、同じ行為をやったにもかかわらず刑が軽くなってしまいうという不平等を生むことにもなってしまいうんですけれども。ただ、行為責任というのがあるので、公判前整理手続の段階で被告人の人となりとかそういったことについての証拠をかなり厳選をしてるというのが現実ではございます。そのあたりについて特に6番の方にお聞きしたいんですけれども、被告人の方とお母さんぐらいだと思うんですよ、被告人の方の人となりを語った人が。ただ、いろんな事情が出てきてはいるんですけれども、そのあたりについて消化不良というか、もっとこういうことを聞きたかったとか、こういう情報があったほうがよかったとか、この人はどういう人なんだらうとかということについては、何か評議で議論になったりですとか、あるいは不満じゃないですけれども、もっとこういうことが聞けたらよかったとか、そういうのがあったかどうか、秘密に触れない程度で教えていただければと思います。

司会者

どうぞ。

6番

確かにですね、最初のほうでは、自暴自棄ということで、自宅に火をつけたと言ってるんですけど、この自宅はガソリンスタンドをやっているんですよ。ガソリンスタンドに普通火をつけるというと、一般の人もものすごい危険だ

と思っちゃいますよね。だからお隣の方なんかはすごい大変だったみたいなんですよ。それで、自分の家に火をつけていって、それで消防団にも入ってるから、もちろん危険度合いとかそういうのは理解されてると思うんですけど。普通はそういうふうには商売もできなくなっちゃうし、それだけじゃなくて、下手すると大事故になるかもしれないというぐらいのところに火をつけたということは、やっぱりその動機というのが一番影響が大きいわけですよ。みんなにも迷惑もかけちゃうし。それが自暴自棄の一言だけで、自暴自棄に陥ってたんでということではよく分からないわけですよ。確かにそういう被告人というのはある程度そういうふうにはのりくらりで抜けちゃう人もいるのかなと思ってたんですよ、初めからね。いろんな証言者の方とかそういう方に聞こうとかお母さんに聞こうとか、友人の方に聞くとか、そういう場を設けていただいたんで、そこである程度その被告人の人柄とかそういうのも分かったんですけど。それからもう一つは、1年ぐらい留置場で独房に入ってたので、だから精神安定剤の影響でちょっとおかしくなってるということで、もしそういうのが影響してるのであれば、法廷に立つときはその影響をなくしたほうがいいかなとは思ってますよ。検察官の方が状況証拠を、これには載ってない携帯電話会社のデータ資料とか、消防署に電話してからどういうところに電話してるかとか、そういうのが出てきまして、それである程度、本当に反省度合いとかそういうのやなんかちょっと具体的に見えたという感じですね。だから、自暴自棄だけで終わっちゃうと、やっぱり何かはつきり更生できないんじゃないかとかそういうのもありましたね。その辺の通信データである程度本音を言ってからは、最初はお母さんが家出しちゃったんで帰ってきてもらうために火をつけたと言ってたんですけど、それは余りにもちょっと幼稚過ぎるんで。やっぱり財産の問題とか、お父さんが亡くなって財産が取られちゃうといけないというのが出てなかったんですけど、そういうのがだんだん分かってきました。もうお母さんとは別居しても

らって、一人で独立すればいいんじゃないかということで。やっぱりそういう精神的に強くなるためには、刑務所へ行くということも、さっき言ったように、いいことじゃないんですけど、精神的に人との触れ合いとかね、迷惑をかけたということをもう一回刑務所で見直して、自分が復帰できるように応援してくれる、刑務所も応援してくれるということなんで。

司会者

お話としては、お母さんの話とかで一応被告人の人となりはある程度分かったけれども、ただ検察官が提出したメールなど、そういったことが被告人の犯行動機についてちょっと影響するところがあって、必ずしもお母さんがいなくなって、それで火をつけたというだけでもなさそうだという、そんな感じになったということなんですかね。

6 番

そうですね。

司会者

ちょっと今弁護士が御質問された趣旨とは違うようですが。

大庭弁護士

逆に、1 番の方の事件は 4 名いらっしゃって、争点というか、各弁護人からの主張は、役割はこうこうこうなんですと、例えば私の役割はサブ的なものですとか、そのぐらいの主張立証が主だったと思うんですよね。1 番の方がおっしゃったのは、そんなサブ的な役割といたって、この人こんなに言いなりにやっちゃって、その後結局、例えば刑務所に入ったとして本当に更生できるのかとか、またこんな同じようなことに巻き込まれるんじゃないかとか、そういうことについてのフォローなり議論なりが足りなかったというようなお話だったんですか。

1 番

そうですね。フォローまでいいんですけど、要するに刑が、もう弁護

人の方からして、その刑にもう満足してたのかどうかということがちょっと一番ですね。だから、それを考えたら、事件そのものは大変な事件ですから、それまで4人が集まった、どうして集まったということもこれは大事なことだと思います。ただ引っ張られて、ただ淡々とやった。淡々とやったけれども、その中には、正直親分だけはお金を持っていた。あとの3人はお金がない。だから生活ができないから自然と引き込まれたと。そういうことに大体なるような事件だったんですね。だからそれに対して、弁護人のほうは、その人の立場に立ってですよ、仮に自分がそういうふうな人間だった場合は、どのぐらいの量刑で済ましてほしいとか、そういったことがちょっと気持ちが悪かったというのが正直なところなんですね。

大庭弁護士

客観的な立場から見て、役割としてこうこうこうだったんじゃないですかというだけではなくて、被告人の当時置かれてた状況からしたら、例えばこういう犯罪に加担してしまったようなところにも、若干酌むべき事情があったんじゃないでしょうかというような訴えかけが足りなかったと。

1 番

だからそれはね、最初に4人の弁護人の方でそういう話があったんじゃないかなと求刑をうのみにして、話がとんとん拍子にいったんじゃないかなと私は考えたんですけど。まあ違ってても分かりませんがね。

司会者

よろしいでしょうか。

大庭弁護士

大丈夫です。

司会者

それでは先に行かせていただきますね。検察官の論告、弁護人の弁論の後に評議ということになったと思うんですけど、論告・弁論は、これから評

議を行うに際して十分なものになっていたでしょうか。端的に言えば論告・弁論についての何か感想をお持ちの方がおられればお聞かせいただきたいと思うんですけど、どなたかおられますか。

1 番

それは難しいでしょう。私らには難しい質問です。

司会者

検察官としては、例えば量刑上重視すべき点はこうこうこういう点であると、それぞれの被告人の役割はこうこうこういうことであると、だから4人の被告人に対してはそれぞれ何年の刑にするのが相当であるということを述べられたと思いますし、弁護人は、不十分かもしれませんが、一応被告人それぞれの役割はこうこうこういうことであると。したがって刑としてはこの程度の刑が相当であると。全員じゃないですけど、具体的に科刑意見、刑は何年の刑が相当であると述べた弁護人もいたと思うんですね。そういった論告・弁論だったと思うんですけど、1番の方はどうですか。ちょっとやっぱり物足りない感想がありましたか。

1 番

いや、だから論告を聞いてですね、弁護人の方が4人とも全部違うんですから、だからそれぞれ自分の立場からこうだという線を出してもらいたかったんですね。

司会者

なるほど。個々の弁護人の訴える力がちょっと弱くてということですか。

1 番

結局は右へならえで決まっちゃったからね。私はだから話合いでこういうふうにして量刑を決めちゃうのかなというふうには。

司会者

話合いすることはないとは思いますが、ただそんな印象を持たれたと

ということですね。

1 番

そういうことですね。

司会者

はい、分かりました。ほかの方はどうですか。論告・弁論について何か御感想をお持ちの方はおられますか。検察官は何年ということは言うにしても、グラフを示した論告というのはされてないと思うんですけど、弁護人は結構グラフを示して、何年の刑が相当であるとか、執行猶予が相当であるとかという意見を述べられた方もいると思うんですよ。どうでしょうか。そういうのを聞いて、納得できるものはあったでしょうかね。

6 番

私の場合、検察官の方は懲役5年という求刑で、弁護人の方は、ちょっと忘れちゃったんですけど、3年ぐらいで執行猶予と言っていました。

司会者

執行猶予ですね。

6 番

執行猶予をお願いしますということをすごいアピールしてたんですね。

司会者

冒頭陳述のときに、弁護人は執行猶予にするのが相当だというお話をされましたよね。弁護人の弁論としてはどうですか。一応聞いたときはそれなりに納得できるものでしたか。

6 番

一番最初的时候に執行猶予というのが文章の中で書いてあって、先に言われちゃうと執行猶予というのがちょっと洗脳されちゃうわけですよ。このぐらいの規模だと執行猶予なのかなとか。3年以下は執行猶予という、軽い刑だったら執行猶予という制度もありますと、情状酌量ということですね。そ

の辺の考え方とか説明はいただいたんですけど。やっぱりこの被告人の方が、親が出ていっちゃったから、自分一人でできないから親を呼ぶために火をつけたとかね、そういうちょっと精神的に甘いところが。環境がすごい整っちゃってるんでね、お金持ちで、そういうふうになっちゃったのかもしれないんですけど。

司会者

検察官の論告で。検察官はどうやら実刑を求めたようですね。

6番

そうですね。

司会者

弁護人は執行猶予にしてほしいという弁論を述べられて、評議の結果やはり刑務所で一定期間服役して反省してから出たほうがいいんじゃないかという事になったんですよね。

6番

ええ。

司会者

ほかの方はどうですか。何か論告・弁論について印象に残ってることはございますか。特になければ、さっきから話に出ている量刑グラフとか、あるいは事例を書いた一覧表を評議の場で見せられたと思うんですよね。それについて何か意見とか感想をお持ちの方がおられれば伺いたいんですが。さっきちょっと量刑はどうしたらよいか分からないので、こういうのがあったほうがいいんじゃないかという意見を述べられた方もおられますね。3番の方とか4番の方、そんな意見を先ほど述べられましたよね。こういうのがあったほうが量刑の参考になるんじゃないかという、そういうお考えでしたかね。

3番

そうですね。

4 番

私達は本当に素人ですから、さっき言ったように実際には刑の幅があるわけじゃないですか。3年から20年という幅があったりして、その中で決めなきゃいけないときに、じゃ、何をもって決めるのかという判断の基準として見ると、ああいったものがないとやっぱり、変な話、じゃ、20年でいいのかという話にもなりかねないですよ。皆さんの意見がそれであれば20年になっちゃうわけですよ。それが、例えばほかの同じような犯罪を犯した人と非常に期間的に乖離するのであれば、これはおかしい話になってしまうと思うんですね。その人にとって公平性を欠くというようなことで、それはちょっとやっぱりおかしいんじゃないかということで、まずそこら辺の公平性についてはしっかり担保したほうがいいんじゃないかということもあって、ああいったものは非常に参考になるので、是非使っていくと。僕らがやってるこういう事例もその中にまたどんどん入っていくわけで、それが組み込まれていくと、またまたそれがどんどん新しくなっていくわけですから、いろんな判断、僕らがやったような判断がまた新しいものをつくっていくという、そういうふうになるんじゃないかと思うんですが。

司会者

そうですね。次々にいろんな事例が積み重ねられて、またそれも資料の一つになっていくということでしょうかね。

3 番

同じです。冒頭陳述の話で、淡々と検察官の方と弁護人の方が言うのかなと思ったら、テレビですとかドラマですとか映画みたいに、結構バトルじゃないですけど、言い合ってたので、そういう感じにもなるんだっていう、ちょっと客観的にいかないんだって、そういうこともあるんだなというのも分かったというのも、ちょっと一つの感想としてあります。量刑に関しては、やっぱり基準というか、前にどんな人がどんなことをしてどれぐらいの刑に

なったかというのがないと、みんな集まった裁判員、具体的に何年がいいんだろうというのが本当に分からないので、あったほうが良いとは思いますが。

司会者

一定の社会的類型の事件については、こういう量刑がされているということが量刑グラフに示されていて、個別の事案については、その概要ですけど、個別の一覧表というものもあるんですが、一覧表もごらんになりましたか。

3 番

見ました。

司会者

その辺も参考になったということですか。

3 番

そうですね。それを見ながらみんなでまた話し合うこともできたので。ないと逆に、誰かがおっしゃったと思うんですけど、分からないと思うので。それはあったほうが良いというか。

司会者

このグラフに必ずしもとられる必要はありませんとか、そんな話は裁判官からはありましたか。

3 番

はい、ありました。

司会者

でも、先ほどからおっしゃったような趣旨で、そういうグラフがあったほうが量刑の適正という意味から言うときちんと決めることができるんじゃないかという御意見ですかね。ほかの方は何か御意見等ございますか。6 番の方はグラフはごらんになりましたか。

6 番

見ました。やっぱり公平性ということで、一応判例とかそういうのがある

ので。データベースなので、データを入れると何か出るんですよ。火をつけた、住んでるとか住んでないとか、いろんな項目があって。先ほど裁判員制度で控訴されてひっくり返っちゃうという話がありましたよね。例えば、今回の事件は、検察官側が5年ということで、それで判決が3年で執行猶予なしで、執行猶予なしは通ったんですけれど、量刑のこの2年というところを検察官側がどう捉えたのかなというのも、一応弁護人が執行猶予ということで盛んにアピールされていたんで控訴されるかと思ったんですね。2週間たてば、その判決が出てから問合せしてもらっても構わないですよというんで、一応問合せしたんですね。そしたら、控訴なしで、途中で放棄して刑に服するということがあったんで、やっぱり執行猶予を外したことは本人も弁護人も納得されたのかなと。それで、この2年の違いがどうだったのかなというのがいまだに分からないんですけれど、5年じゃなくて3年と出ちゃって検察官の方も納得されたのかどうかという。たかが2年というけど、3年と5年じゃ半分ぐらいになっちゃうんで、その辺がどうだったのかなというところがちょっとあれなんですけど。

司会者

量刑のグラフとかあるいは事例一覧表について何か感想をお持ちになった方はほかにおられますか。特にいいですか。司会の不手際で本当に時間が押してしましまして申しわけないんですけど、最後に皆さん評議において十分意見を述べることができたかどうか、また、自分の述べた意見が最終的な結論に反映されたという感覚をお持ちかどうかといったことなどについて、皆さんから最終的な御感想をお伺いしたいというふうに思っていますが、1番の方はどうでしょうか。意見は十分述べられましたか。

1番

私は満足したと思いますが。

司会者

そうですか。十分意見を述べられましたか。

1 番

はい。別にもうね，過程においては，ああ，こんなものなのかなというふうに思ってね。表なんかも全部見せてもらって，量刑の線なんかも皆見せてもらいましからね，それに対してはもう何も言うことはないです。

司会者

そうですか。分かりました。2 番の方はどんな感想をお持ちですか。

2 番

私も本当に自分の人生的に経験してきたことを本当に言えて，多分皆さんもそうだと思うんですけど，裁判長が本当によく聞いてくださる方で，さっきの方達じゃないですけど，ちょっとした質問も全部聞いてくださった上で，すごく導いてくださるといのがすばらしくて，ですから最初は本当に単純なことを聞いたりとかしてて，裁判長がそういうふうに本当に何でも聞いてくださって，何でもこうやってくださるので，どんどんみんな意見が出るようになって，本当に6人が最後のほうには，小さな質問もでき，本当に意見をまとめてくださったので，6人が全員すごくいい状態で言えたので，そういうことに関してはすごく満足させていただいています。

司会者

ありがとうございました。3 番の方はどうでしょうか。

3 番

最後に罪となるべき事実ですか，みんなで話し合っ決めてたりするんですが，みんなの意見がやっぱり反映されてるなというのは読んだら分かるので，すごくそこは言えたなというのがあります。

司会者

判決文の内容に皆さんがそれぞれ述べられた意見が反映されていたなとお感じになったんですね。

3 番

そうですね。みんなの考え方もちゃんとまとめられていたので、参加できてよかったなと思います。

司会者

ありがとうございます。4 番の方はどんな感想をお持ちでしょうか。

4 番

意見としては本当に自由にそれぞれが意見を述べられて、皆さんそれぞれ最後までそのまま頑張っていました。だからとても楽しくできたと思います。裁判長もどんどん意見が出るように皆さんを誘導していただいて、お話しして、全員がいろんな意見を述べられるようになっていたと思います。

司会者

ありがとうございました。5 番の方、いかがでしょう。

5 番

私のほうも自分でいろんな意見は全部お話しできましたし、ほかの方も皆さんよく裁判官の方が聞いていただいて、時間をたっぷりとって、それで量刑を決めさせていただきましたので、非常に満足してます。

司会者

では、6 番の方、どうですか。

6 番

僕の場合もですね、非常に意見は言わせていただいて、言えるような環境づくりもしていただきまして、基礎的な部分もですね、裁判官の方がこういう放火の場合も初犯の場合は場合によっては執行猶予もつきますとか、いろんな事例も話していただきまして、十分な議論で反映されたと思います。それからあと、今回こういうのに当たっちゃって、最初はちょっと嫌だなという気持ちはあったんですけど、やっぱりみんなと議論したことによって結構裁判の透明性みたいなものをちょっと感じまして、風通しいいような場で、

法廷だけだとなかなか裏側というのが分からないと思いますけど、こうやって量刑を決めるんだなというのは、すごい何か自分でも勉強になりました。どうもありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。7番の方、どうぞ。

7番

意見が通ったかどうかに関して。

司会者

十分意見を言えたかどうかということと、自分の意見が判決に反映されたという感覚はどうですか。

7番

言えたと思います。ただ、やっぱり6人全部、少しずつみんな価値観が違うわけですし、特にとりわけ私が違うわけですけれども。覚せい剤に対する考え方が全然違ったんで、なかなか理解してもらえない。それは短い時間ではなかなか理解してもらえないし、それを防ぐという意味であんな量刑にしたって、多分ほとんど意味ないだろうというふうに思います。ただ、さっき検察官が言われたように、裁判員のこういう制度のおかげで少しは量刑も変わっていくということをおっしゃられたので、やっぱりそれなりにリターンがあるのかなということにはちょっと安心しましたけど。私は本当に忌憚のない素人の意見を出すんだったら、ある程度の訓練は要るかもしれないけど、裁判員の方が独自に議論して結論を出して、それと裁判官の結論はどう違うんだということをきちっと対比したほうが、本当は裁判の改良というか、発展、世の中に適合していくためにはそのほうがいいんじゃないかと思います。それだけです。

司会者

さっき検察官のおっしゃったことは私も感じてることですので、確かに裁

判官裁判の時代の量刑と裁判員が入った量刑は決して同じではないと思います。その点は私からも言っておきたいと思います。

7 番

私のほうは一物一価でいいと思います。

司会者

検察官，弁護人から最後に何か御意見とかあるいは質問等ございましたら伺いしたいと思いますが，どうでしょうか。

上保検察官

量刑グラフの点でお話が出たんですけれども，2 番の方，論告で検察官が，これは珍しいと思うんですが，量刑データ，分布をもとにして論告をやった事案でして，その感想をお聞かせいただけたらと思うんですが。

司会者

どうでしょうか。

2 番

ちょっと細かいところまでは覚えてはいないんですが。

上保検察官

分かりやすかったか分かりにくかったかだけでもいいので。

2 番

多分になってしまうんですけど，割と分かりやすくて，それで本当にちょっと分かりにくいようなところがあった場合は，本当に裁判官の方にお聞きすれば，すぐに説明とかしていただいたので，そのときはすぐ消化できたという記憶があるんですね。ちょっと具体的な内容とかははっきり覚えてないんですけど。ですから，見やすかったりとか分かりやすかったというのがまずあって，それでもちょっとというときは，すぐ教えていただけたので，本当に一つずつ納得いくことができたので，よかったと思います。

司会者

検察官の論告も一応は分かりやすかったという御記憶はおありですか。

2番

はい。

司会者

あとは裁判官の説明等をつけ加えて、ますます理解できたということでしょうか。

2番

はい。

司会者

そんなことでよろしいですか。

上保検察官

はい、ありがとうございました。

松井検察官

そういえば、さっき6番の方が5年求刑を3年にしたことについてというお話があったので、ちょっと気持ち悪いままお帰りになられると申しわけないので。検察官の5年という求刑は、恐らく裁判員裁判が始まってからとか、始まる前も含めてですね、いろいろデータの集積がございますので、そういうものを踏まえて、公益の代表者としてこういうのが相当だというようなことで御提示させていただいたんだと思います。ただ、やっぱり量刑というのはそう一律に決まるものではなくて、世の中の事実というのはいろんな光の当て方がありますので、そういうものを考えていただいて3年という御判断をいただいたと。その3年の判断については、当然検察庁は行政組織なので、それを是認していいかどうかという検討を組織でしますから、それで控訴しなかったということは、是認できるというか、そういう光の当て方が違うんだなということで納得したということなので、そこはそういうことだというふうに受けとめていただければなと思います。

6 番

ありがとうございました。

司会者

弁護人のほうから何かございますか。質問とか意見でも結構ですが。

大庭弁護士

意見というか感想的なものを述べさせていただきますと、今回、裁判員裁判が施行されて大分たちまして、裁判員裁判というのは私からすると民主主義を司法の場に持ってきたというか、基本的に被告人の方は先ほど7番の方もおっしゃったように、マイノリティというか余りハッピーじゃない人が多いんですね。その人のために弁護をするというのが、要はマイノリティのために弁護をするというのがすごく大部分なので、なかなか悪いこと、例えば1番の方が経験された事件のように、食い詰めたからといって悪いことをしていいわけないだろうというふうな意見が一般常識ではあって、いや、そうは言ってもこういう状況になったらと言わざるをえないので、なかなか理解されづらいのかなと思っていたんですが、今日の裁判員の方々のお話を聞いて、そういう被告人の、なかなかそれを是認していいわけではないけれども、酌むべき事情があるというふうにお感じになってくださる方がほとんどなんだというふうに思いまして、非常に勇気づけられたというか、そういうふうな形で量刑についてはどんどん主張していこうというふうに思いました。感想的なものですけど。

司会者

ありがとうございました。それでは、5分超過いたしましたけど、これで裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきたいと思います。どうも皆さんお忙しい中、本当にありがとうございました。

以 上